

令和3年度（令和2年分）

所得税・市民税・県民税の申告

申告期間

所得税 **2月8日(月)～3月15日(月)**

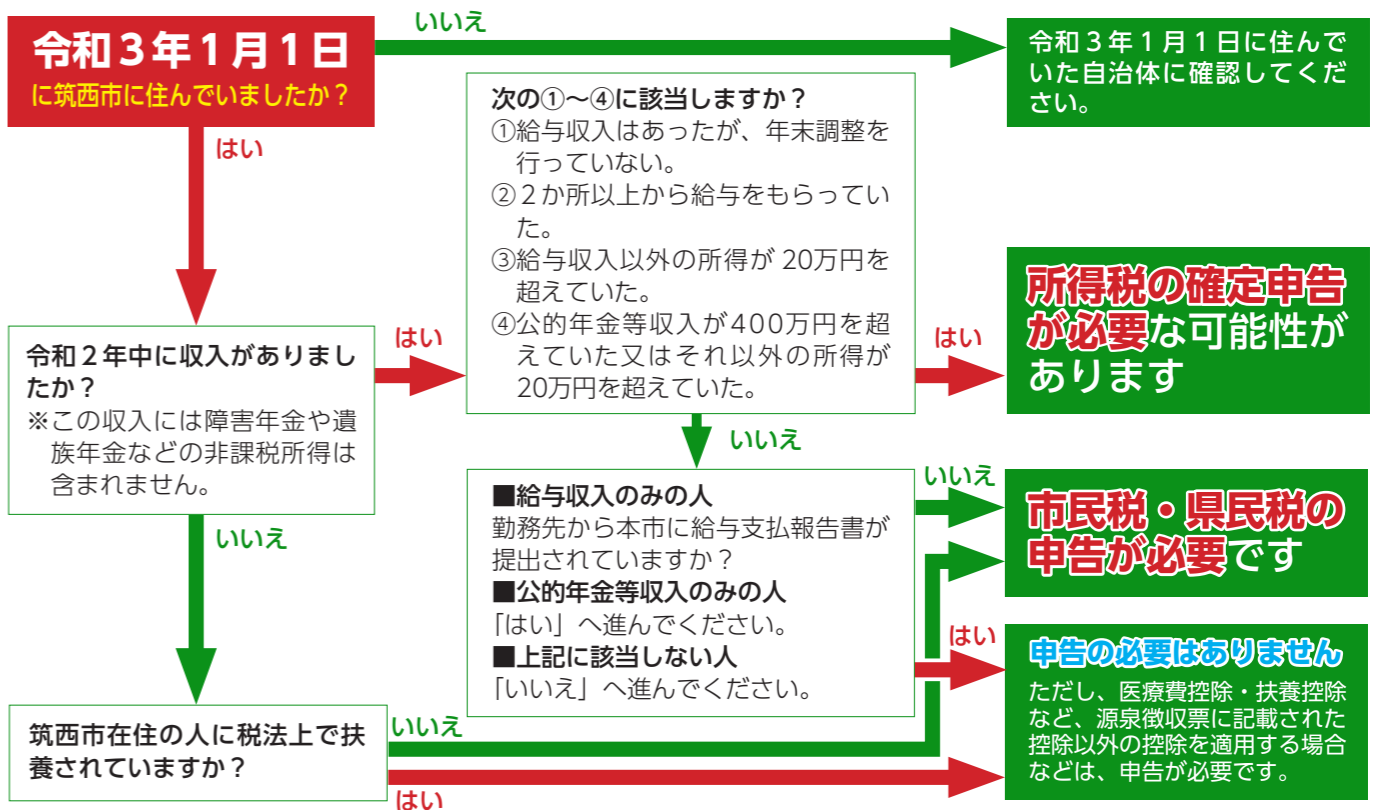
市・県民税 **2月8日(月)～3月22日(月)**

※土・日曜、祝日を除く。会場、地区ごとの日程については、裏表紙をご確認ください。
 ※市・県民税の申告会場では、3月15日(月)までしか確定申告を受け付けることができません。

市民税・県民税の申告が必要な人

- (1)事業（農業・営業など）・不動産（地代・家賃）などの所得がある人
- (2)給与所得者で、勤務先から本市に給与支払報告書の提出がない人、給与を2か所以上から受けた人、給与以外の所得がある人
- (3)雑所得（個人年金、原稿料、講演料、シルバー人材センターからの報酬など）や一時所得（当選金、生命保険の満期金など）がある人
- (4)公共事業（土地収用）などのために土地を譲渡した人
- (5)収入が無く（収入が障害年金・遺族年金など非課税所得のみの人を含む）、税法上の扶養になっていない人
- (6)税法上の扶養になっている人のうち、扶養主が本市以外に住んでいる人

申告フローチャート ～申告が必要かどうか確認してみましょう～



申告に必要なもの ～申告会場に行く前にチェックしましょう～

- 印鑑
- 「マイナンバーカード」又は「通知カード+身分証明書（運転免許証、健康保険証など）」
※顔写真のない身分証明書は2種類必要です
- 給与、退職金、公的年金などの源泉徴収票（原本）※給与所得者・年金所得者
- 収支内訳書（収入と支出の分かる帳簿、領収書）※事業所得（農業、営業など）・不動産所得者
- 所得控除の証明書（医療費、社会保険料、生命保険、個人年金、地震保険料の支払証明書など）
- 還付金の振込先（金融機関、支店、種別、口座番号）が分かるもの（本人名義の口座に限る）
※還付申告の人のみ
- 税務署からのお知らせハガキ ※届いた人のみ
- 税務署が発行した利用者識別番号を持っている場合はその番号が分かる書類

市役所からのお知らせ

税法上で扶養されている人は…

税法上で扶養されている人でも非課税証明書を発行できますが、所得額の記載の無い証明書になります。所得額が記載された証明書が必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

【問】収税課（本庁2階） ☎24-2316

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入の世帯は…

保険税（料）の軽減制度や医療費の自己負担限度額（月額）の所得区分を判定するため、収入が0円でも市民税・県民税申告が必要です。※市内在住の被扶養者は除く。

【問】医療保険課（本庁1階） ☎24-2103

マイナンバーカードの出張申請窓口

税務署でマイナンバーカードの申請受付を行います。

- ▶期間=3月12日(金)までの
火曜・金曜の午前9時～正午
- ▶場所=下館税務署1階 申告会場

【問】市民課（本庁1階） ☎24-2101

自立支援医療制度を申請している人は…

自立支援医療制度を申請している人は、自己負担上限月額決定のため、申請者と同一世帯で同じ保険制度を利用している人の市民税・県民税の申告が必要です。

【問】障がい福祉課（本庁1階） ☎24-2105

会場にお越しになる人へ

入場時の検温

入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がある場合、また検温に協力いただけない場合、入場をお断りさせていただきます。発熱の症状がある人や体調の優れない人は、無理をせずに後日改めてご来場ください。

少人数での来場を

申告会場の混雑を避けるため、大人数でのご来場はご遠慮ください。

名簿記載のお願い

会場に来た人全員の名簿への記載の協力をお願いします。

マスクの着用、手指消毒

会場ではマスクを着用していただき、入口などでの手指消毒をお願いします。

「ご自宅から e-Tax」をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、ご自宅から24時間いつでも確定申告書を作成、提出ができるe-Taxをぜひご利用ください。詳しくはHPをご覧ください。

